

**確定申告のご案内**

平成30年度(平成29年分)の確定申告書の受付を次のとおり行います。

今年度より、税理士による国税電子申告は行いません。黒潮町のシステムによる申告書の作成となりますので、ご了承ください。

※公的年金などを受給されている方で確定申告が不要になる場合があります。

申告受付期間	2月16日(金)～3月15日(木) ※公的年金などを受給されている方で、所得税の還付を受けたい方は2月7日(水)から受付可能です。	
申告受付場所時間	本庁 1F くろしおホール(新庁舎)	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分
	佐賀支所 1F 町民室	午前8時30分～正午 午後1時～5時

年金受給者や所得税の還付を受けたい方は、できるだけ2月7日(水)～2月15日(木)の間にお越しください。

次の日程で休日も申告の受付をします。

本庁 3月3日(土)・11日(日)  
佐賀支所 3月10日(土)・11日(日)

※受付時間は平日と同様です。

**◆必要書類**

1 マイナンバーカード(個人番号カード)または番号確認書類と身元確認書類(下表の【★本人確認書類】をご覧ください)

2 「給与所得の源泉徴収票」、「公的年金等の源泉徴収票」、その他の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(収入の明細、経費の領収書など。事前に集計をしておいてください)

3 生命保険料、地震保険料の控除証明書、国民年金・国民年金基金の控除証明書

4 黒潮町以外の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払いがある方はその額のわかる書類(黒潮町の分は不要です)

5 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)(※1)の申告をされる方は、平成29年中に支払った医療費の明細書や領収書など(事前に集計をしておいてください)

6 印鑑、筆記具、還付金振込口座の通帳など

なお、「分離課税所得」などがある場合は、税務署での確定申告をお勧めします。

また、確定申告は、国税電子申告・納税システム(通称e-Tax)による提出もできますので、積極的な利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp)  
※1:セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)については、次の記事に掲載しています。

**★本人確認書類**

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認が可能です。(写しを添付する場合は、表面および裏面の写しが必要です)				
マイナンバーカードをお持ちでない方	<table border="1"> <tr> <th>身元確認書類</th> <th>番号確認書類</th> </tr> <tr> <td>運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ</td> <td>通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ</td> </tr> </table>	身元確認書類	番号確認書類	運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ	通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ
身元確認書類	番号確認書類				
運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ	通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ				

**確定申告や町民税などの申告におけるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について**

税制改正によりセルフメディケーション税制が平成29年1月1日から平成33年12月31日まで適用されます

健康維持のために購入したスイッチOTC医薬品(※2)のうち、一定の要件を満たすものの購入費用が年間12000円を超えると、医療費控除の特例を受けられるようになります。対象となる医薬品の領収書には、目印(★など)と説明文が印字されています。対象医薬品の一覧は、厚生労働省のホームページで確認できます。(http://www.mhlw.go.jp)

※2:スイッチOTC医薬品とは、医療用医薬品(処方薬)として使われていた成分が、有効性や安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬に転換(スイッチ)されたもの。



セルフメディケーション税制を受けるための条件

セルフメディケーション税制を受けるには、次の①と②、両方の条件を満たす必要があります。

①健康保持増進および疾病予防のための一定の取組を行っていること

次の健診や予防接種（医師の関与があるものに限ります）のうち、いずれかを受けている必要があります。申告の際にこれらの取組を証明する書類が必要です。

- ・特定健康診査（メタボ検診など）
  - ・予防接種
  - ・定期健康診断（事業主検診）
  - ・健康診査（人間ドックなどで、医療保険者が行うもの）
  - ・がん検診
- ②従来の医療費控除を受けていないこと

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか適用できません。

セルフメディケーション税制の控除額について

控除額の計算式は次のとおりです。

控除額＝スイッチOTC医薬品

の購入費用 12000円  
（控除額の上限 88000円）

●控除を受けるためには「支払先の名称」、「医薬品の名称」、「支払った金額」、「控除の対象であること」の記載がある領収書（生命保険や社会保険などで補てんされた場合は、保険金や給付金額のわかるもの）が必要となります。

また、セルフメディケーション税制は、医師などの治療行為に対する費用は対象に含めませんのでご注意ください。

○お問い合わせ

本庁 税務課

☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113

### 1月の納税

- 町県民税 .....第4期
- 国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 .....第7期

安心・便利な口座振替をご利用ください。

### 国民健康保険税納付について

国民健康保険税は、国民健康保険の資格取得をした月から月割りで賦課され、届出月の翌月から納付となります。

例外的に3～5月に資格取得の届出をした場合、7月納付としていましたが、平成30年からその期間の届出についても、翌月納付となります。（平成29年度以前の資格取得分が対象で、平成30年度資格取得分は対象外。※1）

- ①資格取得 平成30年3月
  - ②届出 平成30年3月
- 資格取得①と届出②どちらも平成30年3月中の場合

納付期限 5月1日（火）※2

- ①資格取得 平成30年3月
  - ②届出 平成30年4月
- 届出②が資格取得①の翌月の場合

納付期限 5月31日（木）

※1 平成30年度分については7月から期別納付（1期～8期）となります。

※2 通常、普通徴収の納付期限は月末日ですが、土日、祝祭日と重なる場合は翌営業日が納付期限となります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816

